

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を 改正する政令の施行について

平成13年3月30日 雇児発第200号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令は、別添のとおり平成13年3月30日政令第129号をもって公布され、母子寡婦福祉資金貸付制度の充実が図られたところであるが、改正の内容及び運用上留意すべき事項を下記のとおり定め、平成13年4月1日から適用することとしたので、その適用かつ円滑な実施を期されたく通知する。

記

第1 改正の内容

1 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付金額の限度が、次の資金の種別（母子福祉資金、寡婦福祉資金それぞれにおける種別をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ次のように引き上げられたこと。

（1）修学資金の貸付限度額が学校等種別の区分ごとに、それぞれ次のように引き上げられたこと。

- ア 高等学校又は専修学校の高等課程にあっては、月額4万3,500円から4万5,000円
- イ 高等学校又は専修学校の高等課程であって、その生計を主として維持する者と同居する児童及びこれに準ずると認められる児童以外の児童（以下「自宅外通学の児童」という。）にあっては、月額5万1,000円から5万2,500円
- ウ 大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程

にあっては、月額7万5,000円から7万6,500円
エ 大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程であって、自宅外通学の児童にあっては、月額9万円から9万1,500円

オ 専修学校の一般課程にあっては、月額4万2,000円から4万3,500円

（2）医療介護資金（医療を受ける配偶者のない女子若しくはその者が扶養している児童又は寡婦に係るものであって、特に経済的に困難な事情にあつたと認められる場合）の貸付限度額が44万円から45万円に引き上げられたこと。

2 母子家庭の母又は寡婦の失業期間中における生活の生活資金の安定と再就職活動の促進を図るため、生活資金の貸付条件に失業期間中の貸付けを追加したこと。

第2 母子福祉資金の貸付けについて運用上留意すべき事項

1 修学資金について

学校等種別及び学年別には、別表第1又は別表第2の限度額をもって運用すること。

2 技能習得資金及び修業資金について

自動車運転免許の習得に係る技能習得資金及び修

業資金の特別貸付けについては、それぞれ45万円を限度として運用すること。

3 生活資金について

今回、新たに貸付対象となった、失業している期間中の配偶者のない女子に係る貸付けについては、次の点に留意されたいこと。

ア 貸付対象者は、配偶者のない女子であって、離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態（以下「失業」という。）にあるものとし、公共職業安定所長が交付する受給資格者証により当該失業につき調査確認を行うこと。

なお、雇用保険の被保険者でない者や被保険者であった者であって離職後間もないため受給資格者証を未だ得られない者にあつては、退職辞令等の離職等を証明することができる書類により調査確認を行うとともに、就労の意思等を確認し、本貸付事業の目的を達することができるものと認められる場合は貸付対象とすることを妨げるものではないこと。

イ 貸付期間は、当該離職に係る日の翌日から起算して1年を超えない範囲内の期間（以下「失業貸付期間」という。）とすること。ただし、失業貸付期間内であっても、当該配偶者のない女子が失業者でなくなった場合には、貸付対象外となることに留意されたいこと。

ウ 貸付限度額は、月額103,000円とすること。

エ 据置期間及び償還期限は次のとおりであること。

据置期間 失業貸付期間が満了して後6か月を経過するまで（ただし、失業貸付期間内に当該配偶者のない女子が失業者でなくなった場合には、その翌日から6か月を経過するまで）

償還期限 据置期間経過後5年以内

オ 利率は、年3%とすること。

(2) 配偶者のない女子が当該母子世帯の生計中心者でない場合は、月額6万9,000円を限度として運用すること。

4 住宅資金について

住宅の補修、保全等の通常の場合は、150万円を限度として運用すること。

5 就学支度資金について

次の学校等種別の区分に応じ、それぞれ次の限度額をもって運用すること。

(1) 小学校 3万9,500円（従来は3万9,400円）

(2) 中学校 4万6,100円（従来は4万6,000円）

(3) 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程（私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学する場合を除く。）

自宅から通学する者 7万5,000円

自宅外から通学する者 8万5,000円

(4) 私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程

自宅から通学する者 23万円

自宅外から通学する者 24万円

(5) 国公立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程

自宅から通学する者 37万円

自宅外から通学する者 38万円

(6) 私立の大学、短期大学又は専修学校の専門課程

自宅から通学する者 38万円

自宅外から通学する者 39万円

(7) 修業施設

中学校卒業者が当該施設に入所する場合、(3)の場合に準じて取り扱うこと。

高等学校卒業者が当該施設に入所する場合

自宅から通所する者 9万円

自宅外から通所する者10万円

第3 寡婦福祉資金の貸付けについて運用上留意すべき事項

1 修学資金について

第2の1に準じて運用すること。

2 技能習得資金及び修業資金について

第2の2に準じて運用すること。

3 生活資金について

(1) 第2の3(1)中「配偶者のない女子」を「寡婦」と読み替えて第2の3(1)に準じて運用すること。

(2) 現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦に係る貸付けについては、月額6万9,000円を限度として運用すること。

4 住宅資金について

第2の4に準じて運用すること。

5 就学支度資金について

第2の5の(3)から(7)までに準じて運用すること。

(以下、略)